特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	特定公的給付等に係る各種給付金支給事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小野市は、特定公的給付等に対する各種給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県小野市長

公表日

令和7年11月11日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	と取り扱う事務			
①事務の名称	特定公的給付等に係る各種給付金支給事務			
②事務の概要	以下の特定公的給付等に係る各種給付金を支給するための、対象者の資格管理、支払管理、統計処理を行う。 (1)令和5年度小野市低所得世帯物価高騰緊急支援給付金【令和6年3月15日終了】 (2)令和5年度小野市低所得世帯物価高騰緊急支援給付金(均等割のみ課税世帯)【令和6年8月31日終了】 (3)令和6年度低所得者支援給付金【令和6年10月31日終了】 (4)令和6年度小野市定額減税補足給付金(調整給付金)【令和6年11月15日終了】 (5)令和6年度小野市低所得世帯物価高騰緊急支援給付金(総合経済対策分) (非課税給付・こども加算を含む) (6)令和7年度小野市定額減税補足給付金(不足額給付金) 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ・対象となる年の1月1日(各年度分の住民税課税基準日)に他市区町村に住所を有していた者について、住民情報、所得情報を照会し、資格確認及び支給処理を行う事務。 ・給付対象者の公金受取口座情報を照会し、支給処理を行う事務。			
③システムの名称	1. 住民税非課税世帯等に対する特別給付金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 汎用オンライン申請システム			
2. 特定個人情報ファイル名				
(1)受給者情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表の135の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表省令第74条 3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条			
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢>			
②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表の135の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表省令第74条 3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条			
5. 評価実施機関における	担当部署 担当部署			
①部署	市民福祉部 社会福祉課			
②所属長の役職名	社会福祉課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・	打正•利用停止請求			
請求先	〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 小野市役所 総務部 総務課 TEL(0794)63-1000(内線529)			
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ			
連絡先	〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 小野市役所 市民福祉部 社会福祉課 TEL(0794)63-1011			
9. 規則第9条第2項の適用	目 []適用した			
適用した理由				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいでは、いつ時点の計数か		[1,000人以上1万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和]6年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書 を機関については、それ] -ぞれ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(作	き報提供なットワーク	システムを通じた	ス 手を除く)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分であ		<選択肢> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	శ్]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	D取扱いの委託]]委託しない	
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であっ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>				
判断の根拠	人の手が介在する局面ごとに、以下のような対応事項を徹底している。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が 含まれていないかなど、複数人でのチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・特定個人情報を受け渡す際、事前に暗号化した上で、これを確実に実施したことを複数人で確認する。				
9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育・	· 啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 < 選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	・人事異動の際には必ず住民情報システムの権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底している。また、併せて端末アカウントや共有フォルダへのアクセス権限も整理し、適切な運用を行っている。 ・端末が設置してある執務室は開庁時間外は厳重に施錠されているほか、サーバールームも電子施錠されており、物理的に特定個人情報へのアクセスができないよう運用している。				

変更簡所

変更箇層		1 11	1 11 1- 12		
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I3. 個人番号の利用	(番号法第9条第1項 別表第一の100の項	番号法第9条第1項 別表の135の項		
令和6年10月1日	I3. 個人番号の利用	(別表第一省令)(平成26年内閣府·総務省令 第5号)·別表第一省令第73条	(別表省令)(平成26年内閣府·総務省令第5号) ·別表省令第74条別表省令第74条		
令和6年10月1日	I 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	(番号法第9条第1項 別表第一の100の項	番号法第9条第1項 別表の135の項		
令和6年10月1日	I 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	(別表第一省令)(平成26年内閣府·総務省令 第5号)·別表第一省令第73条	(別表省令)(平成26年内閣府·総務省令第5 号) ·別表省令第74条別表省令第74条		
令和6年10月1日	Ⅳ8. 人手を介在させる作業	(項目なし)	十分である		
	Ⅳ11. 最も優先度が高いと考 えられる施策	(項目なし)	3)		
令和7年4月25日	評価書名	住民税非課税世帯等に対する各種給付金支給 事務 基礎項目評価書	特定公的給付等に係る各種給付金支給事務 基礎項目評価書		
令和7年4月25日	1.②事務の名称	住民税非課税世帯等に対する各種給付金支給 事務	特定公的給付等に係る各種給付金支給事務		
令和7年5月7日	1.②事務の概要	住民税非課税世帯等に対する各種給付金を支給するための、対象者の資格管理、支払管理、統計処理を行う。特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。対象となる年の1月1日(各年度分の住民税課税基準日)に他市区町村に住所を有していた者について、住民情報、所得情報を照会し、資格確認及び支給処理を行う事務。	(3)令和6年度低所得者支援給付金【令和6年10月31日終了】(4)令和6年度小野市定額減税補足給付金(調整給付金)【令和6年11月15日終了】(5)令和6年度小野市低所得世帯物価高騰緊急支援給付金(総合経済対策分)(6)令和7年度小野市定額減税補足給付金(不足額給付金)特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。・対象となる年の1月1日(各年度分の住民税課税基準日)に他市区町村に住所を有していた者について、住民情報、所得情報を照会し、資格確認及び支給処理を行う事務。・給付対象者の公金受取口座情報を照会し、支給処理を行う事務。		
令和7年11月11日	1.②事務の概要		以下の特定公的給付等に係る各種給付金を支給するための、対象者の資格管理、支払管理、統計処理を行う。 (1)令和5年度小野市低所得世帯物価高騰緊急支援給付金【令和6年3月15日終了】 (2)令和5年度小野市低所得世帯物価高騰緊急支援給付金(均等割のみ課税世帯)【令和6年8月31日終了】 (3)令和6年度低所得者支援給付金【令和6年10月31日終了】 (4)令和6年度小野市定額減税補足給付金(調整給付金)【令和6年11月15日終了】 (5)令和6年度小野市度額減税補足給付金(調整給付金)【令和6年度小野市協所得世帯物価高騰緊急支援給付金(総合経済対策分) (5)令和6年度小野市定額減税補足給付金(不足額給付金)特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。・対象となる年の1月1日(各年度分の住民税課税基準日)に他市区町村に住所を有していた者について、住民情報、所得情報を照会し、資格確認及び支給処理を行う事務。・給付対象者の公金受取口座情報を照会し、支給処理を行う事務。		